

新型コロナウイルスワクチン情報

オミクロン対応型ワクチン

オミクロン(BA.1)に対応したワクチンが承認され、9月中旬から各都道府県を通して供給されています。

幸手市は、9月末から10月上旬に最初の供給があります。

オミクロン対応型ワクチンの対象者

初回接種(2回目までの接種)が終わっている、12歳以上の人が対象です。一斉に接種を行えるだけのワクチンが、一度に供給されるものではないため、段階的に接種を始めます。

接種券

3回目、4回目を接種済で、お手元に接種券がない人には、順次接種券を郵送しますので、接種券が届くのを待ちください。また、既に接種券をお持ちの人には、改めてオミクロン対応ワクチン用の接種券を郵送します。

小児の3回目接種

5〜11歳のお子さんの3回目接種が始まっています。対象者には順次接種券を郵送していますので、届きましたらご予約をお願いします。

現在、小児接種は個別の医療機関での接種を行っております。

実施医療機関

- ・堀中病院
 - ・入江こどもクリニック
- 予約方法がこれまでと異なっている場合がありますので、必ず接種券同封の案内をご確認ください。

さんの、今お持ちの接種券をご利用ください。

お手元がない場合は再発行が必要となります。再発行については、コールセンターにお問い合わせください。

小児接種は、これまで日本でのデータなどが十分でないことから、予防接種法上の努力義務の適用外となっておりますが、有効性および安全性に関する追加の情報が集まったことから、大人の接種と同様の扱いとなっております。

※9月13日時点の情報です。最新の情報はホームページでお知らせします。



▲新型コロナウイルスワクチンに関する情報はこちら

予約・問合せ 幸手市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570(008)889

市内保育所(園)入所について

対象 令和5年4月2日時点で生後6か月から小学校就学前までの乳幼児で、保護者が就労していることなどの理由により、家庭で保育を受けることができない乳幼児

▼申込書の配布

10月3日(月)から子育て総合窓口(ウェルス幸手内)や市内の各保育所(園)で配布します。
市ホームページ(右記QRコード)でも取得できます。



保育所(園)入所申込みについて

▼保育所(園)の見学

入所を希望する保育所(園)には、10月3日から11月30日までの間に、保育所(園)に直接事前予約の上、見学してください。
また、簡単な面談を実施しますので、入所を希望するお子さんと一緒にお越しください。

▼申込書の受付

◎申込期間

一次申込 12月5日(月)から10日(土)まで ※10日は、申込書受付のみ行います。
二次申込 令和5年1月23日(月)から27日(金)まで ※定員に空きがある場合にのみ行います。

◎受付場所

子育て総合窓口(ウェルス幸手内)

▼事前申込制度

第一から第三保育所のみ、子どもが満1歳時点で保育所に入所できる事前申込制度が利用できます。事前申込は4月入所申込の一次申込期間のみ受付をしています。
詳細は子育て総合窓口にご相談ください。

問合せ 子育て総合窓口 ☎(42)8457

名称/所在	電話(予約)
第一保育所/幸手 2265	☎(42)2220
第二保育所/吉野 450-9	☎(42)2555
第三保育所/円藤内 113	☎(43)4731
てんじん保育園/天神島 270-1	☎(42)2412
エール保育園/上吉羽 778-1	☎(38)9045
幸手きららの杜保育園/松石 495-3	☎(48)5230
トット保育園/天神島 254-1	☎(53)6287

令和5年度 放課後児童クラブ 入室説明会

働く保護者に良質な保育環境を提供するため、市内全小学校に放課後児童クラブ(学童保育室)を設置しています。

令和5年度に放課後児童クラブへの入室を希望する児童の保護者を対象に、右記のとおり各放課後児童クラブで入室説明会を行います。
詳細は、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

問合せ こども支援課
☎(42)8454・FAX(42)2130

説明会日時	クラブ名 / 説明会会場	問合せ
10月29日(土) 午後4時から	風の子 / さかえ小学校内	☎(42)7895
	たんぽぽ / 長倉小学校内	☎(43)5686
	あおぞら / 幸手小学校内	☎(44)2332
	たけのこ / 上高野小学校内	☎(43)5502
	ひまわり / 行幸小学校内	☎(43)0705
	たいよう / 西中学校内	☎(40)1018
	さいかち / 権現堂小学校内	☎(53)6671
	いなほ / 吉田小学校内	☎(48)2373
	八代っ子 / 八代小学校内	☎(48)3132
	さくらにじいろ / さくら小学校内 児童館内	☎(31)9593

特別弔慰金の請求期限にご注意ください

請求期限 令和5年3月31日
請求方法 期限までに請求書類を社会福祉課に提出

対象 戦没者などの死亡当時の遺族で令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、つぎの順番による先順位の遺族一人

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2 戦没者などの子

3 ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時の生計関係の有無により、順番が入れ替わります。

4 そのほか、戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※詳細はお問い合わせください。

▼戦没者などの遺族に対する特別弔慰金とは

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に支給するものです。

問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435